

委託費執行 概要書

町長	副町長	課長	課長補佐	係長	審査	設計者								
執行年度	令和 7 年度													
工事番号 工事名	令和7年度 道改委託第11号 第07-73-212-J-011号 町道2195号線流末排水測量設計業務 起工 設計書													
工事場所 又は履行場所	東茨城郡 城里町 磯野 地内													
施工方法	委託					原契約年月日	年 月 日							
工期又は 履行期間	契約日の翌日 令和 年 月 日 から 令和 8 年 2 月 9 日 まで 日間													
受注者														
費目	起工	第1回変更	増減(△)	変更請負に付する工事価格 =変更積算工事価格×請負比率 請負比率: $\frac{\text{起工(前回変更)時の請負決定額}}{\text{起工(前回変更)時の積算額}}$ (小数第7位切り捨て6位止め) 変更積算工事価格 — 円 請負比率 — 変更工事価格 — 円										
起工額														
請負(委託) に付する額														
工事(業務) 価 格														
測量試験費 又は工事雑費														
消費税相当額														
請負(委託) 決 定 額														
工 事 概 要														
内 容	規格1	数量1	単位1	規格2	数量2	単位2	規格3	数量3	単位3					
4級基準点測量 N=6点														
現地測量 A=0.025km ²														
路線測量 L=0.25km														
用地測量 A=1.3ha														
境界確認 A=0.08ha														
護岸詳細設計 N=1.0式														
変更理由														

土木関係設計業務委託 特記仕様書

城里町都市建設課

(適用)

第1条 本特記仕様書は、令和7年度道改委託第11号 町道2195号線流末排水測量設計業務に適用する。

2 本特記仕様書は、茨城県設計業務共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）を遵守するものとし、それ以外の事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 本業務は、町道2195号線の流末を設計する業務であり、経済性、施工性、供用性、景観、環境等について総合的な検討を加え、改良事業に必要な設計を行うものとする。

(業務範囲)

第3条 この契約における業務範囲は、別添図面のとおりとする。

(設計条件)

第4条 設計条件は、次のとおりとする。

- (1) 延長 現況町道から神田川間
- (2) 護岸設計 約20m

(履行期間)

第5条 履行期間は、契約日の翌日から令和8年2月9日までとする。

(業務内容)

第6条 この業務における業務内容は、別紙「委託費内訳表」のとおりとする。

(使用する規程等)

第7条 この業務に使用する規程等は、本特記仕様書のほか、次に掲げるものとする。

- (1) 本業務の委託契約書
- (2) 共通仕様書

(管理技術者)

第8条 共通仕様書第1106条の3に規定する技術士の部門は建設部門とする。

(照査技術者)

第9条 共通仕様書第1107条を参照するものとする。

(打合せ協議)

- 第10条 この業務における打合せ協議は、第1回打合せ及び中間打合せ1回、成果品納入時の計3回とし、管理技術者が立ち会うこと。
- 2 打合せ記録簿は、その都度監督員に提出するものとする。

(現地踏査)

- 第11条 業務着手にあたり、本業務対象付近の交通量や交通の流れ、地下埋設物、工事帯の確保等の状況を把握するものとする。
- 2 踏査結果は、写真に整理して提出するものとする。
- 3 測量を必要とする場合は、監督員と協議するものとする。

(地盤情報システム等の活用)

- 第12条 受注者は、共通仕様書第1202条の2に基づき、現地踏査に先立ち茨城県地盤情報システム及びその他の文献資料を活用し、踏査区域及びその周辺地盤状況の把握に努めるものとし、この結果に基づき報告書に当該地域の地盤状況に関する所見及び設計に関する留意事項等を記載すること。なお、計画業務において地盤状況の把握が必要ない場合は、この限りでない。

(安全管理)

- 第13条 受注者は、屋外での作業を行う場合には、監督員と事前に協議のうえ、必要に応じて交通誘導員を配置すること。
- 2 屋外での作業中には、作業従事者の安全を確保するため、作業従事者に安全用具（ヘルメット、安全靴等）を携帯または着用させること。
- 3 現場作業中は、必要に応じ標示板等を設置すること。

(土地への立ち入り等)

- 第14条 受注者は、業務を実施するため第3者が占有する土地に立ち入る場合、または立木伐採等を行う場合は、共通仕様書第1114条の1に基づき、監督員及び関係者と十分な協調を保ち、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに監督員と協議し、その指示に従うこと。
- 2 前項における借地料、伐採その他の補償は、あらかじめ発注者が認めたものを除き、受注者が負担するものとする。

(身分証明書の携帯等)

- 第15条 受注者は、作業の実施にあたり、国、公有または私有の土地に立ち入る場合には、共通仕様書第1114条第4に基づき、身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 前項の身分証明書は発注者が発行する。

(設計計画)

第16条 設計計画は、設計図書に明示される事項及び貸与資料等を把握のうえ、設計条件の整理・検討及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

(成果品の照査)

第17条 本業務における基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」(茨城県土木部)に基づき実施するものとする。

(数量の集計)

第18条 数量の算出結果は、所定の数量集計表様式(案)(以下「数量集計表」という。)に基づき取りまとめるものとする。

2 数量集計表は、監督員の指示するファイル形式で作成し提出するものとする。

(参考) 数量集計表様式(案)の入手方法

国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページ「各種基準類の情報」よりダウンロード。

(納入する成果品等)

第19条 納入する成果品等は、別紙2(または共通仕様書)のとおりとする。

(電子納品対象業務)

第20条 本業務は、電子納品の対象業務とする。

2 実施内容は以下のとおりとする。

(1) 電子納品(成果品の電子化)

成果品について、電子媒体等で納品する。

3 電子納品の対象とする成果品の作成については、「茨城県電子納品ガイドライン」及び「土木設計業務等の電子納品要領(案)」に基づくこととする。

なお、対象に写真帳、CAD図面を含む場合には、それぞれ「デジタル写真管理情報基準(案)」、「CAD製図基準(案)」に基づき作成することとする。

4 電子媒体は、1部(正)を監督員に納品するものとする。ただし、受発注者による協議のうえ、電子化しないこととした成果品の提出については、製本2部、原図1式とする。

5 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。

6 納品物については、公共事業の円滑な執行を目的に、関係者(他の工事業業者やコンサルタント等)に貸与することがある。

7 その他、電子納品に関する詳細な取り扱いについては、受発注者による協議のうえ、発注者の指示に従うこと。

(成果品の手直し)

第21条 受注者は、業務完了後に受注者の過失、粗漏に起因する不良箇所が発見された場合には、監督員の指示により、訂正、補足その他の措置を行わなければならない。

(業務カルテの登録業務)

第22条 本業務は、業務カルテの登録対象業務であるので、共通仕様書第1108条の3に則り、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）への登録及び業務カルテ受領書の写しの監督員への提出等を行わなければならない。

(施工法検討)

第23条 施工法検討は、工事用道路の確保、現道の切り廻し、施工ヤードの確保に加えて、施工方法及び施工順序、施工機械、仮設備計画等について検討するものとする。

(リサイクル計画書等の提出)

第24条 受注者は、共通仕様書第1209条の9に基づき、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。また、建設副産物の検討成果として、茨城県建設リサイクルガイドライン（茨城県土木部）に基づき、リサイクル計画書及びリサイクル阻害要因説明書を作成するものとする。

(新技術情報提供システム等の活用)

第25条 受注者は、共通仕様書第1209条の11に基づき、当該設計に関わる新技術・新工法について、国土交通省の「新技術情報提供システム（NETIS）」及び「茨城県版新技術等情報提供データベース（IT‘S）」を検索・参照するなどにより情報収集し、その結果を踏まえ活用の可能性について監督員と協議を行うものとする。

(コスト縮減設計留意書の提出)

第26条 受注者は、共通仕様書第1209条の12に基づき、概略設計または予備設計を行った結果、後段階において一層のコスト縮減の検討余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについて、コスト縮減の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべきコスト縮減提案等をコスト縮減設計留意書に記載するものとする。

2 前項の提案等は、概略設計または予備設計を実施した受注者が、その設計を通じて得た着目点・留意事項等（コスト縮減の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後設計を実施する技術者に情報を引き継ぐためのものであり、本提案等のため新たな検討等の作業を行う必要はない。

3 コスト縮減設計留意書は、別紙の様式（平成19年3月14日付け検査指導課長事務連絡参照）により提出するものとする。

(コスト縮減効果調書の提出)

第 27 条 受注者は、共通仕様書第 1209 条の 13 に基づき、設計業務の実施にあたりコスト縮減に取り組んだ内容及びその効果等をコスト縮減効果調書に記載するものとする。

2 前項の調書は、当該業務の成果の一環として作成するものであり、コスト縮減に関する新たな検討等の作業を行う必要はない。また、請負金額が 100 万円以下の場合または監督員が特に指示した場合は、前項の調書の作成を要しないものとする。

3 コスト縮減効果調書は、別紙に様式（平成 19 年 3 月 14 日付け検査指導課長事務連絡参照）により提出するものとする。

(その他)

第 28 条 業務の実施にあたり、設計図書等に疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議のうえ、その指示に従うものとする。

貸与または支給する物品及び資料等

1. 支給物品

品 名	数 量	摘 要

2. 貸与資料

品 名	数 量	摘 要

3. 支給資料

品 名	数 量	摘 要

納入する成果品等

1. 納入する成果品

品 名	数 量	摘 要
測量設計成果簿	1 部	
電子媒体 (CD-R)	1 部	

2. 提出する記録及び資料

品 名	数 量	摘 要
打合せ記録簿	一式	測量設計成果簿に 綴ること。

測量業務委託 特記仕様書

城里町都市建設課

(適用)

第1条 本特記仕様書は、令和7年度 道改委託第11号 町道2195号線流末排水測量設計業務に適用する。

2 本特記仕様書は、茨城県土木部監修測量作業共通仕様書（以下、「標準仕様書」という。）を遵守するものとし、それ以外の事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 本業務は、町道2195線の流末排水を設置するにあたり町道用地の復元測量等を行い、基礎資料を作成する業務である。

(履行場所)

第3条 履行場所は、城里町高久地内の別添位置図のとおりとする。

(履行期間)

第4条 履行期間は、契約日の翌日から令和8年2月9日までとする。

(業務内容)

第5条 この業務における業務内容は、別紙「委託費内訳表」のとおりとする。

(使用する規程等)

第6条 この業務に使用する規程等は、本特記仕様書のほか、次に掲げるものとする。

- (1) 本業務の委託契約書
- (2) 標準仕様書
- (3) 国土交通省公共測量作業規程

(貸与または支給する物品及び資料等)

第7条 城里町が貸与または支給する物品及び資料等は、別紙1のとおりとする。

(打合せ協議)

第8条 この業務における打合せ協議は、第1回打合せ及び中間打合せ1回、成果品納入時の計3回とし、管理技術者が立ち会うこと。

2 打合せ記録簿は、その都度監督員に提出するものとする。

(安全管理)

第9条 受注者は、屋外での作業を行う場合には、監督員と事前に協議のうえ、必要に応じて交通誘導員を配置すること。

2 屋外での作業中には、作業従事者の安全を確保するため、作業従事者に安全用具（ヘルメット、安全靴等）を携帯または着用させること。

3 現場作業中は、必要に応じ標示板等を設置すること。

(身分証明書の携帯等)

第10条 受注者は、共通仕様書第115条第4項に基づき交付された身分証明書について、第三者が所有する土地での作業中にその土地の関係者から提示を求められた場合には、これを提示すること。

(土地への立ち入り)

第11条 受注者は、作業の実施にあたり、第三者が所有する土地に立ち入る場合には、その所有者等から業務委託契約書第12条に基づく承諾を得ていることを事前に監督員に確認すること。

(植物等の伐除及び土地等の一時使用)

第12条 受注者は、作業の実施にあたり、植物、かき、さく等の伐除または土地若しくは工作物を一時使用する場合は、標準仕様書第9条第3項に基づき、所有者の承諾を得て行うものとする。

2 前項において生じた損失は、あらかじめ発注者が認めたものを除き、受注者が負担するものとする。なお、損失の対象となるものの伐除等については、監督員の了解を得てから行うこと。

(納入する成果品等)

第13条 納入する成果品等は、別紙2のとおりとする。

(電子納品対象業務)

第14条 本業務は、電子納品の対象業務とする。

2 実施内容は以下のとおりとする。

(1) 電子納品（成果品の電子化）

成果品について、電子媒体等で納品する。

3 電子納品の対象とする成果品の作成については、「茨城県電子納品ガイドライン」及び「土木設計業務等の電子納品要領（案）」に基づくこととする。

なお、対象に写真帳、CAD図面を含む場合には、それぞれ「デジタル写真管理情報基準（案）」、「CAD製図基準（案）」に基づき作成することとする。

4 電子媒体は、1部（正）を監督員に納品するものとする。ただし、受発注者による協議のうえ、電子化しないこととした成果品の提出については、製本2部、原図1式とする。

5 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。

6 納品物については、公共事業の円滑な執行を目的に、関係者（他の工事業者やコンサルタント等）に貸与することがある。

7 その他、電子納品に関する詳細な取り扱いについては、受発注者による協議のうえ、発注者の指示に従うこと。

（成果品等の手直し）

第15条 受注者は、業務完了後に受注者の過失、粗漏に起因する不良箇所が発見された場合には、監督員の指示により、訂正、補足その他の措置を行わなければならない。

（業務カルテの登録業務）

第16条 本業務は、業務カルテの登録対象業務であるので、共通仕様書第11条第3項に則り、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）への登録及び業務カルテ受領書の写しの監督員への提出等を行わなければならない。

（その他）

第17条 業務の実施にあたり、設計図書等に疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議のうえ、その指示に従うものとする。

別紙 1

貸与または支給する物品及び資料等

1. 支給物品

品 名	数 量	摘 要

2. 貸与資料

品 名	数 量	摘 要

3. 支給資料

品 名	数 量	摘 要

別紙 2

納入する成果品等

1. 納入する成果品

品 名	数 量	摘 要
測量設計成果簿	1 部	
電子媒体 (CD-R)	1 部	

2. 提出する記録及び資料

品 名	数 量	摘 要
打合せ記録簿	一式	測量設計成果簿に綴ること。

工事数量総括（内訳）表

第 07-73-212-J-011 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	数量	単位	金 額	細 別 内 訳
基準点測量				式		
			1			
基準点測量				式		
			1			
4級基準点測量				式		4級基準点測量 6.000 点
			1			
地形測量				式		
			1			
現地測量				式		
			1			
現地測量				式		現地測量 0.025 (km2) 式
			1			
応用測量				式		
			1			
路線測量				式		
			1			
路線測量				式		中心線測量 0.250 km 縦断測量 0.250 km 横断測量 0.250 km
			1			
用地測量(用地部門)				式		
			1			
用地測量				式		
			1			
資料調査				式		公図等の転写(地積測量図以外) 1.300 ha 地積測量図転写(地積測量図のみ) 1.300 ha 土地の登記記録調査 1.300 ha 公図等転写連続図作成 1.300 ha
			1			
境界確認				式		復元測量 0.080 ha 境界確認 0.080 ha 土地境界確認書作成 0.080 ha
			1			
境界測量				式		境界測量 0.080 ha
			1			
用地実測図原図等の作成				式		用地実測図原図作成 0.080 ha
			1			
共通				式		
			1			
共通				式		
			1			

工 事 数 量 総 括 (内 訳) 表

第 07-73-212-J-011 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	数量	単位	金 額	細 別 内 訳
打合せ等						打合せ 1.000 業務
	1	式				
直接測量費計						
	1	式				
諸経費						
	1	式				
業務価格計						
	1	式				
河川構造物設計						
	1	式				
護岸設計						
	1	式				
護岸詳細設計						護岸詳細設計 1.000 (m)式
	1	式				
直接原価計						
	1	式				
(うち直接人件費)						
	1	式				
(うち直接経費)						
	1	式				
その他原価						
	1	式				
一般管理費等						
	1	式				
業務価格計						
	1	式				
業務価格合計						
	1	式				
消費税相当額						
	1	式				
業務委託費						
	1	式				

参 考 資 料 説 明 書

(業務委託)

この「資料」(本工事費内訳書, 代価表)は入札参加者の適性かつ迅速な見積に資するための資料であり, 契約書第1条にいう設計図書ではない。従って「資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく, 請負者は, 現場状況, 現場条件等を十分考慮して, 業務成果物を作成するためも一切の手段について受託者の責任において定めるものとする。

なお, この「資料」の有効期間は, この業務委託の入札日までとする。

本 工 事 費 内 訳 書

第 07-73-212-J-011 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
基準点測量									
基準点測量									
4級基準点測量									
4級基準点測量					6.000	点			
4級基準点測量（永久標識設置なし, 伐採なし） 地域による変化率(耕地 平地)					6.000	点			
地形測量									
現地測量									
現地測量									
現地測量					1.000	(km2) 式			
現地測量 縮尺(1/500), 作業量(0.025 km2), 地域による変化率(縮尺1/500)(耕地 平地)					1.000	式			
応用測量									
路線測量									
路線測量									
中心線測量					0.250	km			
中心線測量（路線） 地域による変化率(耕地 平地), 交通量による変化率(0~1000台未満/12時間 [0.0]), 曲線数による変化率(単曲線換算曲線数 2 [0.0]), 測点間隔による変化率(測点間隔 20m [0.0])					0.250	km			
縦断測量					0.250	km			

本工事費内訳書

第 07-73-212-J-011 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
縦断測量（路線） 地域による変化率(耕地 平地), 交通量による変化率(0～1000台未満/12時間 [0.0])						km			
					0.250				
横断測量						km			
					0.250				
横断測量（路線） 地域による変化率(耕地 平地), 交通量による変化率(0～1000台未満/12時間 [0.0]), 曲線数による変化率(単曲線換算曲線数 2 [0.0]), 測量幅による変化率(45m未満), 測点間隔による変化率(20m [-0.1])						km			
					0.250				
用地測量(用地部門)									
用地測量									
資料調査									
公図等の転写(地積測量図以外)						ha			
					1.300				
公図等の転写(地積測量図以外の公図等の転写) 地域による変化率(耕地 面積)						ha			
					1.300				
地積測量図転写(地積測量図のみ)						ha			
					1.300				
地積測量図転写(地積測量図のみの転写) 地域による変化率(耕地 面積)						ha			
					1.300				
土地の登記記録調査						ha			
					1.300				
土地の登記記録調査 地域による変化率(耕地 面積)						ha			
					1.300				
公図等転写連続図作成						ha			
					1.300				
公図等転写連続図作成						ha			
					1.300				
境界確認									

本工事費内訳書

第 07-73-212-J-011 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
復元測量						ha			
					0.080				
復元測量 地域による変化率(耕地 面積)						ha			
					0.080				
境界確認						ha			
					0.080				
境界確認 地域による変化率(耕地 面積)						ha			
					0.080				
土地境界確認書作成						ha			
					0.080				
土地境界確認書作成 地域による変化率(耕地 面積)						ha			
					0.080				
境界測量									
境界測量						ha			
					0.080				
境界測量 地域による変化率(耕地 面積)						ha			
					0.080				
用地実測図原図等の作成									
用地実測図原図作成						ha			
					0.080				
用地実測図原図作成 縮尺による変化率(1／500)						ha			
					0.080				
共通									
共通									
打合せ等									
打合せ						業務			
					1.000				
打合せ（測量） 中間打合せ回数(1 回)						業務			
					1.000				

本 工 事 費 内 訳 書

第 07-73-212-J-011 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
直接測量費計									
諸経費									
業務価格計									
河川構造物設計									
護岸設計									
護岸詳細設計									
護岸詳細設計									
					1.000	(m) 式			
護岸詳細設計 (片岸) 設計延長 (20 m), 基礎地盤条件 (一般地盤 [1.00]), 測点間隔 (20m~25m [1.00]), 地域区分 (一般地区 [1.00]), パース作成の計上 (計上しない)					1.000	式			
直接原価計									
(うち直接人件費)									
(うち直接経費)									
その他原価									
一般管理費等									
業務価格計									
業務価格合計									
消費税相当額									

本 工 事 費 内 訳 書

第 07-73-212-J-011 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
業務委託費									

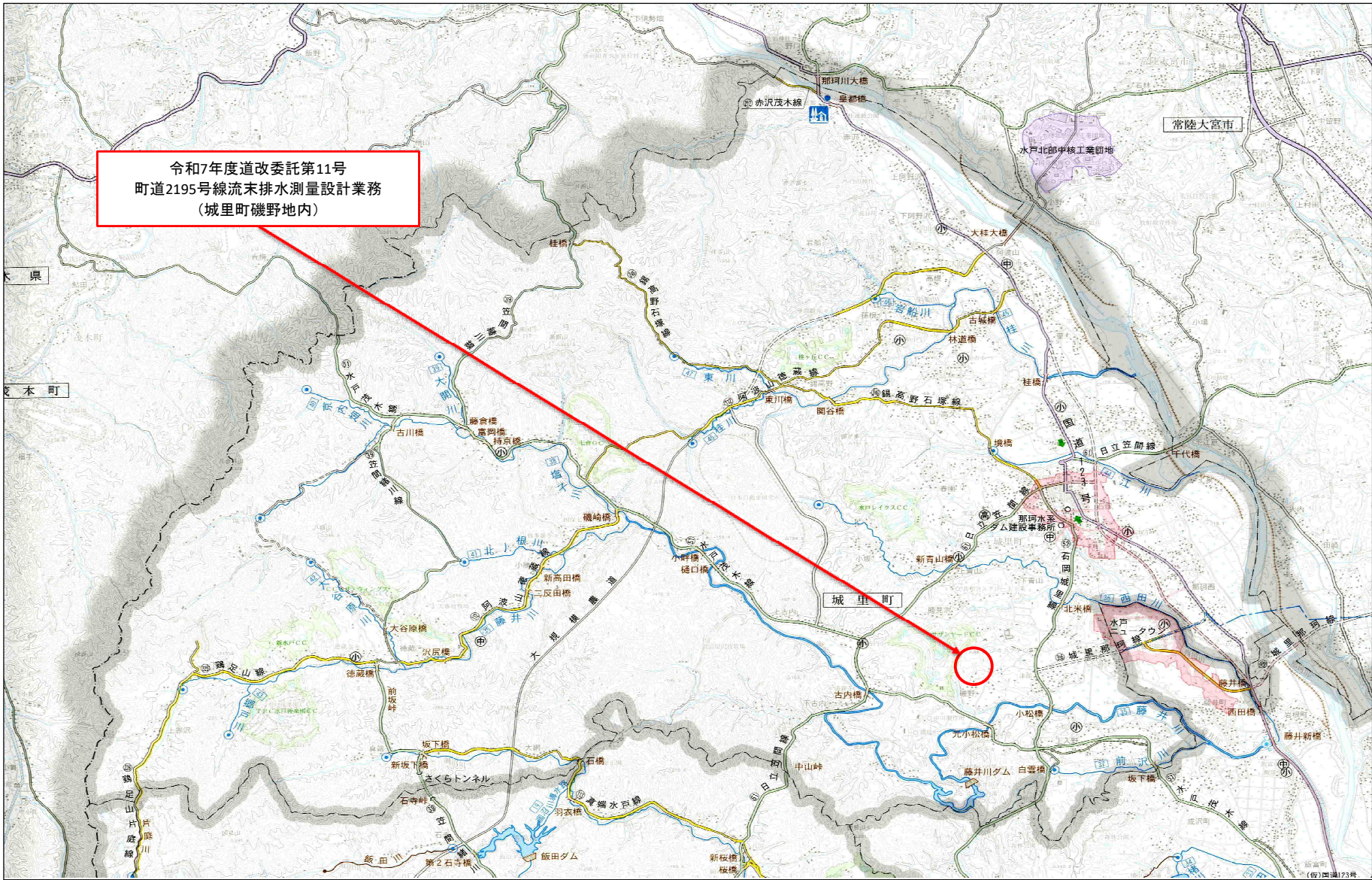
施 工 単 価 一 覧 表

第 07-73-212-J-011 号

実施 起工 設計書

単価コード	名 称 / 形 状	単 位	単価	摘要
D5571500	護岸詳細設計（片岸） 設計延長(20 m), 基礎地盤条件(一般地盤 [1.00]), 測点間隔(20m~25m [1.00]), 地域区分(一般地区 [1.00]), パース作成の計上(計上しない)	式		
D7507000	4 級基準点測量（永久標識設置なし, 伐採なし） 地域による変化率(耕地 平地)	点		
D7518000	中心線測量（路線） 地域による変化率(耕地 平地), 交通量による変化率(0~1000台未満/12 時間 [0.0]), 曲線数による変化率(単曲線換算曲線数 2 [0.0]), 測点間隔による変化率(測点間隔 20m [0.0])	km		
D7520000	縦断測量（路線） 地域による変化率(耕地 平地), 交通量による変化率(0~1000台未満/12 時間 [0.0])	km		
D7521000	横断測量（路線） 地域による変化率(耕地 平地), 交通量による変化率(0~1000台未満/12 時間 [0.0]), 曲線数による変化率(単曲線換算曲線数 2 [0.0]), 測量幅による変化率(45m未満), 測点間隔による変化率(20m [-0.1])	km		
D7531000	現地測量 縮尺(1/500), 作業量(0.025 km ²), 地域による変化率（縮尺1/500）(耕地 平地)	式		
WG220401	公図等の転写(地積測量図以外の公図等の転写) 地域による変化率(耕地 面積)	ha		
WG220501	地積測量図転写(地積測量図のみの転写) 地域による変化率(耕地 面積)	ha		
WG220601	土地の登記記録調査 地域による変化率(耕地 面積)	ha		
WG221001	公図等転写連続図作成	ha		
WG221101	復元測量 地域による変化率(耕地 面積)	ha		
WG221201	境界確認 地域による変化率(耕地 面積)	ha		
WG221301	土地境界確認書作成 地域による変化率(耕地 面積)	ha		
WG221501	境界測量 地域による変化率(耕地 面積)	ha		
WG222001	用地実測図原図作成 縮尺による変化率(1/500)	ha		
WS107601	打合せ（測量） 中間打合せ回数(1 回)	業務		

位置図



平面図

